

保健福祉だより

5月

◎事業日程

日	曜日	事業名	対象	会場
12	水	機能訓練 午前9時30分から 午後1時30分から	脳卒中および その他後遺症者	保健福祉センター
18	火	胃がん検診 対象は、40歳以上の一般住民 ただし39歳以下でも 希望者は受診できます。	一般住民	大別当集落センター 曲通多目的施設
20	木	受付 午前7時30分から	保健福祉センター	保健福祉センター
21	金	乳がん・子宮がん健診 対象は、30歳以上の女性の方 受付 午前8時から9時まで	保健福祉センター	保健福祉センター
22	土	機能訓練 午前9時30分から	脳卒中および その他後遺症者	保健福祉センター
26	水	1歳6カ月健診 午後1時30分から	平成9年10月1日から 平成10年1月31日に生まれ た人	保健福祉センター
27	木	予防接種「麻しん」 午後1時30分から	生後12カ月から7歳6カ月	保健福祉センター
28	金			

♣クローバー教室

日	曜日	機能訓練内容	会場
11	火	組ひも・ちぎり絵	保健福祉センター
18	火	組ひも・ちぎり絵	時間 午後1時30分 ※バスを運行します。

犬の引き取り日
(取り締まり日) 27日(木)
14日(金)、28日(金)

4月から 保育料が変わりました

4月から保育料が改正されました。今回の改正は、昨年まで10階層に区分されていたものを7階層にしたもので、厚生省の指針に近づけたものです。

ご協力をお願いします。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)円		
階層区分	定義	0歳児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
第2	第1階層及び第4階層から第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	8,000 (4,000)	7,000 (3,500)
第3		市町村民税課税世帯	18,200 (9,100)	17,200 (8,600)
第4	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	80,000円未満	29,200 (14,600)	28,200 (14,100)
第5		80,000円以上200,000円未満	36,900 (18,450)	34,900 (17,450)
第6		200,000円以上510,000円未満	38,700 (19,350)	36,700 (18,350)
第7		510,000円以上	39,200 (19,600)	37,200 (18,600)

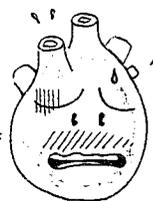
※()内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入園している場合に、半額となる児童1人分の保育料です。

家庭の健康

正しく知ろう健診結果 血圧

心臓はからだの中に血液を送り出すポンプです。この血液を送り出す時に血管の中に加わる圧力を血圧といいますが、

そして、心臓がギュッと縮んで血液を押し出す時の圧力を最高血圧、心臓が元へ戻った時の圧力を最低血圧といいますが。最高血圧が130mmHg以下、最低血圧が89mmHg以下の時に正常値であるといわれています。



一度の血圧測定で正常値よりも高かったからといって高血圧とはいえません。血圧は食事や運動、精神面などの影響を受けやすいので、定期的にはチェックしていく必要があります。しかし、高血圧と診断されたら放置してはいけません。

国民年金

月湯村国民健康保険 加入者のみなさまへ

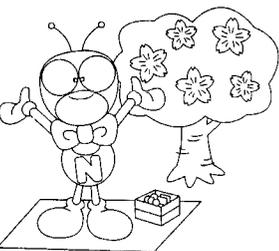
平成11年4月1日より、被保険者番号が変わりました。

新しい保険証は、3月25日に郵送してあります。



届け出はお済みですか? 卒業して就職した場合Q&A

- Q ぼくは国民年金に加入しているけれど、就職したときには国民年金を脱退する手続きをする必要があるんですか。
- A はい。ただし、その届け出は各世帯の世帯主が行わなければなりません。
- Q なるほど。では卒業しても就職しないで、たとえばアルバイトやパート勤めをする場合は、そのままの国民年金を使うことができるんですか。
- A 次のようなケースが考えられます。
- ①国民年金の保険証を使用する場合
引き続き国民年金の保険証を使用することができます。
- ②会社の健康保険などの場合
アルバイトやパートで、ある一定額以上の年間収入がある場合は、新たにいずれかの医療保険(国民年金)に加入しなければなりません。又、一定額未満の場合は、引き続き健康保険加入者の被扶養者となります。
- ※詳しくは住民課保健福祉係までお問い合わせください。



成10年度の全国消費者物価指数が前年比で0.6%の上昇となったことから、次表のとおり改定されます。

平成11年4月分から改定され、6月の定期支払分から引き上げられます。

	平成11年度	
	年金額	月額
老齢基礎年金	804,200	67,017
障害基礎年金(1)	1,005,300	83,775
障害基礎年金(2)	804,200	67,017
遺族基礎年金	1,035,600	86,300
老齢福祉年金(全額支給の場合)	412,000	34,333
老齢福祉年金(一部支給停止の場合)	317,300	26,442

学生のみなさん 保険料の免除制度があります

学生は一般に所得がなく、親が保険料を納める場合がほとんどです。学費や仕送りのほかに保険料となると、親の負担が過大になることがあります。このため、学生については、特別な免除基準が設けられており、親元世帯の所得

などの状況により免除を受けることができます。

20歳からさちんと国民年金に加入し、保険料を納めることにより、万一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられますし、老後は満額の老齢基礎年金を受けることができます。

未納が続くと、将来、これらの年金を受けられなくなり、困るのはあなた自身です。

免除と未納は大きく違います。免除の承認期間は年金の受給資格期間として算入され(ただし、その期間に係る老齢基礎年金は納付したときの3分の1計算になります)、10年以内であれば追納することができます。

保険料の納付が困難なときは、未納のままにせず、早めに住民課住民係でご相談ください。